

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年1月5日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 小椋 歩

- 1 契約の概要  
吊上げ式バスケットゴール破損箇所撤去及び点検修繕
- 2 履行場所  
横浜市港南区大久保一丁目6番43号  
横浜市立桜岡小学校
- 3 契約日  
令和3年10月7日
- 4 履行日  
令和3年10月8日
- 5 契約金額  
308,000円-
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市南区前里町3-7-4  
株式会社杉山スポーツ
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
バスケットゴールが破損したとのバスケットボール文化スポーツクラブの前日のメモにより、令和3年10月7日の朝6時30分頃、副校長が体育館のバスケットゴールが破損しているのを確認した。ゴール板の落下の危険があり児童、職員の安全を確保する観点から速やかに体育館を全館使用禁止とした。  
10月9日（土）に外部の保育園と運動会で貸し出す契約をしており、また体育館での授業ができなくなるため、速やかに改善したいと考え、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿一覧から、朝8時頃の時点で連絡の取れた過去の実績が優良な業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立桜岡小学校